

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「会社」という。）に大型トラック運転手として雇用され、平成〇年〇月からは、B県B市所在の会社B営業所に所属し、大型トラックの運転業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前1時頃、D県E市のF自動車道上り線で車両故障のため路肩に停車していたところ、後方から会社G営業所のトレーラーに追突された（以下「本件交通事故」という。）。請求人は、H病院に救急搬送され、「頰椎捻挫、腰部打撲」と診断された。その後、B市内の医療機関で加療を続け、同年〇月〇日に上記傷病は治ゆ（症状固定）したが、頸部に頑固な神経症状を残すものとして労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12と認定された。

請求人は、本件交通事故に遭って不安に思うことが増えたとして、平成〇年〇月〇日、Iクリニックに受診し「うつ状態」と診断され、さらに、同月〇日、J医院に受診し「外傷後ストレス障害（PTSD）」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によると、要旨、外傷後ストレス障害のフラッシュバックは単なる想いだし体験とは異なり、強い不安・恐怖の感情反応を伴う体験で、傍からみていると人格が変容した状態が観察されることが多く、そのために外出できず自閉状態がみられるものである。また、過剰な覚醒状態や睡眠障害がみられたり、怒りの爆発等過剰な驚き反応なども特徴としてある。請求人の精神状態の経過等をみると、平成〇年〇月から同年〇月頃までは本人の申述だけであり、この間精神症状に関する投薬等の処方もされていない。さらに、フラッシュバックにみられる精神状態が錯乱したりするような状態も請求人や家族等の聴取からは認められない。したがって、請求人に現れた症状を総合的に判断すると、外傷後ストレス障害とまではいえず、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）が妥当であり、その発病時期は、Iクリニックの初診日である平成〇年〇月〇日頃であると判断している。

この点、請求代理人は、請求人は本件交通事故の直後に急性ストレス障害を

発病し、その後外傷後ストレス障害となった旨を主張するので、当審査会において、医証等関係資料を再度精査した。すると、請求人が精神障害に関して最初に受診したIクリニックの診療録によると、請求人の受診理由は「事故にあつて不安に思う事が増えた」とあり、その不安内容については、首の痛みなどが改善せず仕事ができないこと、家のローン等の金銭的な不安や精神的に不安定な母親と一緒にいることで落ち着かないこと等を述べており、外傷後ストレス障害であることを推認し得る症状の訴えは確認できない。さらに、フラッシュバックにみられる精神状態が錯乱したりするような状態も少なくとも請求人や家族等の聴取からは認められないものであり、当審査会としても、上記専門部会の意見は妥当であり、請求人は本件疾病に罹患したものであると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 業務による心理的負荷について

ア 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的長時間労働は認められない。

イ 請求代理人は、請求人が本件交通事故により「重度の病気やケガをしたこと」及び「悲惨な事故や災害の体験をしたこと」について、その心理的負荷は「強」に該当すると主張する。

この点、請求人の本件交通事故による負傷は、業務による心理的負荷評価表の「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度Ⅲ)又は「悲惨な事故や災害の体験をした」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)の項目に該当するとみることができるが、入院期間は延べ19日、残存する障害の障害等級は第12級の12であり、重度のケガとまでは認められず、また、自らの死を予感させる程度の悲惨な事故であったとも認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ 請求代理人は、請求人は会社から退職強要を受けており、その心理的負荷は「強」に該当すると主張する。

この点、請求人は、平成〇年〇、〇月頃から月2、3回の頻度でK所長による退職勧奨を受けており、当該出来事は、業務による心理的負荷評価表の「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度Ⅲ)の項目に該当するとみることができるが、請求人自身強く退職を迫られたことはないと述べており、さらに、Iクリニックの受診時に「今の会社には戻りたくない」とも述べていることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ さらに、請求代理人は、本件交通事故で会社に多額の損失が生じたことについて、請求人の心理的負荷は「中」に該当すると主張するが、破損した商品の損害は保険で対応され、トラックの修理代も請求されていないことから、当該出来事は業務による心理的負荷の評価の対象とはならないものと判断する。

オ 以上のとおり、請求人の評価期間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」1つ、「弱」1つであり、それらの出来事は本件交通事故に関連して生じていることから、その全体を一つの出来事として、全体評価は「中」と判断する。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。